

板橋区危機管理連絡員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、地震災害その他非常災害（以下「災害」という。）又は区民の生命・財産に関する重大かつ緊急な事件事故（以下「重大事件事故」という。）の発生時の初期における情報の収集及び連絡その他必要な措置を迅速に処理するため、危機管理部防災危機管理課に危機管理連絡員（以下「連絡員」という。）を設置し、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、連絡員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 連絡員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

第2条 連絡員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 重大事件事故に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (3) 危機管理部の業務に関すること。
- (4) 前各号に付随する事項

(設定数)

第3条 連絡員の設定数は、7人以内とする。

(任用)

- 第4条 連絡員は、官公署の行政に関わり、定年退職又はこれに準じて退職した者のうちから、選考により区長が任用する。
- 2 任用に当たっての選考の方法は、危機管理部長が別に定める。
 - 3 会計年度任用職員任用規則第3条第5項の規定による公募によらない任用の更新は、連絡員が70歳に達した日の属する年度の翌年度以降は、これを行うことができない。
 - 4 連絡員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
 - 5 連絡員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 連絡員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
 - (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
 - (3) その他危機管理部防災危機管理課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更があるときは、その都度速やかに届け出なければならない。

(任期)

- 第6条 連絡員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、連絡員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 連絡員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 連絡員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 連絡員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第10条 連絡員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）勤務日数は4週を通じて週平均29時間を超えない範囲で勤務するものとし、その割り振りは課長が定める。
 - （2）勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、午前8時30分から翌日の午前9時まで又は午後5時から翌日の午前9時までの交替勤務とし、その割り振り（次号の休憩時間を含む。）とする。
 - （3）連絡員の休憩時間は、午前8時30分から午後5時15分までの勤務の場合は1時間、午後5時から翌日の午前9時までの勤務の場合は1時30分、午前8時30分から翌日の午前9時までの勤務の場合は2時間とし、その時限は課長が定める。
 - （4）連絡員の睡眠時間は、深夜に勤務する場合は4時間とし、その時限は課長が定める。
- 2 前項に定めるもののほか、連絡員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（勤務場所）

第11条 連絡員の勤務場所は、課長が定める。

（休暇等）

第12条 連絡員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第13条 連絡員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第14条 連絡員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第15条 連絡員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第16条 連絡員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（研修）

第17条 連絡員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

（健康診断等）

第18条 連絡員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和59年板橋区規則第10号）の定めるところによる。

（被服）

第19条 連絡員に対する被服の貸与は、東京都板橋区被服貸与規程（昭和35年板橋区訓令甲第6号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 20 条 連絡員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。